

# 市職員の人事行政・給与などの状況

## 職員の任免および職員数に関する状況

### ●部門別職員数の状況

各年4月1日現在 単位：人

部門	区分	職員数		対前年増減数		
		令和元年	令和2年	令和元年	令和2年	
普通会計	一般行政	議会	5	5	0	0
		総務	152	156	10	4
		税務	40	41	△1	1
		労働	1	1	0	0
		農水	8	9	0	1
		商工	3	3	0	0
		民生	171	175	8	4
		衛生	28	29	1	1
		土木	61	63	1	2
		小計	469	482	19	13
	特別行政	教育	72	71	4	△1
公営会計	小計	541	553	23	12	
	水道	11	11	0	0	
	下水道	11	11	0	0	
	その他	26	27	0	1	
小計	48	49	0	1		
合計		589	602	23	13	

※職員数は、各年度4月1日現在の定員管理調査に基づく人数です。

### ●職員の採用および退職の状況

	行政職	技能労務職
採用	27人(15人)	0人
退職	16人(8人)	1人(0人)

※採用は令和2年4月1日、退職は令和元年度です。

※( )は女性数で、内書きです。

### ●再任用職員の状況

各年度4月1日現在

	フルタイム勤務職員	短時間勤務職員
令和2年度	18人(4人)	17人(0人)
令和元年度	15人(2人)	21人(1人)

※( )は女性数で、内書きです。

※「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員のことをいいます。

## 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

### ●休暇制度の種類など

令和2年4月1日現在

種類	日数など	給与支給の有無
年次有給休暇	1年度ごとの休暇で、その付与日数は最高20日	有給
病欠休暇	負傷または疾病のため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	有給
特別休暇	特別の理由で勤務しないことが相当である場合における休暇 主な特別休暇：産前・産後休暇(出産予定日7週間前から産後8週間を経過するまでの期間)、結婚休暇(7日の範囲内)、夏期休暇(7～9月の期間内で7日の範囲内)、忌引休暇(死亡した者の続柄により1～7日)	有給
介護休暇	配偶者、父母、子などが、負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があり、規則で定める期間にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	無給
組合休暇	任命権者の承認を得て、登録された職員団体の業務または活動に従事する期間の休暇(1年につき20日の範囲)	無給

### ●勤務時間の概要(一般事務職)

令和2年4月1日現在

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から午後5時15分まで1週間当たり38時間45分	正午から1時間

※保育所などでは、上記と異なる場合があります。

### ●年次有給休暇の取得状況(令和元年度)

平均取得日数	取得率(対前年増減)
12.0日	60.1%(2.2ポイント増)

### ●職員の休業に関する状況

令和元年度に育児休業を取得した職員	
男性職員	4人
女性職員	17人
合計	21人

### ●職員の分限および懲戒処分の状況(令和元年度)

分限処分			懲戒処分			
免職	降任	病欠休職	免職	停職	減給	戒告
0人	0人	7人	0人	0人	0人	0人

### ●公平委員会の業務の状況(令和元年度)

業務の種類	件数
職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況	0件

### ●人事評価の概要

評価の仕組み	勤務態度評価、能力評価、業績評価
評価者	(基本)一次評価：課長、二次評価：部長
評価方法	評価項目により、複数回の面談を経て評価を実施

### ●職員の研修の状況(令和元年度)

区分	講座数	修了者数	研修日数(延べ)
一般研修	新規採用職員研修から新任課長研修まで	10研修 10コース	220人 33日
入職3か年 人材育成研修	課題研究など	6研修 6コース	168人 11日
特別研修	男女共同参画職員研修、OJT研修など	15研修 15コース	490人 26日
派遣研修	市町村職員中央研修所など	11研修 31コース	52人 83日
自己啓発助成	通信研修	13コース	12人 -

### ●退職管理の状況

退職者	退職後の状況		
	フルタイム勤務職員	短時間勤務職員	退職後再就職者
2人	2人	0人	0人

※退職者とは、令和元年度退職者のうち部局長の人数です。

## 職員の給与の状況

### ●人件費の状況(令和元年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和2年3月31日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率	
			B/A	平成30年度
111,936人	34,134,550千円	4,786,431千円	14.0%	14.3%

※人件費には、職員のほか、特別職(市長、副市長、議員など)に支給される給料、報酬などを含みます。

### ●職員給与費の状況(令和2年度普通会計予算)

職員数 A	給与費			計 B	1人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当等	期末勤勉手当		
613人(681人)	2,222,658千円	604,605千円	1,017,879千円	3,845,142千円	6,273千円

※職員手当等には退職手当を含みません。

※職員数にはフルタイム会計年度任用職員を含み、( )は短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員およびパートタイム会計年度任用職員)数を外書きしたものです。

※給与費は当初予算に計上された額です。

※給与費には、短時間勤務職員の給与費(パートタイム会計年度任用職員は期末手当のみ)を含みますが、1人当たり給与費の職員数には、短時間勤務職員を含みません。

### ●職員の平均給料月額と平均年齢の状況

令和2年4月1日現在

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
300,900円	40.3歳	350,600円	54.0歳

### ●級別職員数の状況

令和2年4月1日現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務	主事補	主事	主任	主査	副課長	課長	副部長	部長
職員数	15人	27人	112人	173人	126人	66人	50人	4人
構成比	2.6%	4.6%	19.2%	29.7%	21.6%	11.3%	8.6%	0.7%

### ●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

令和2年4月1日現在

区分	7年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	248,400円	269,400円	315,500円	363,300円
大学卒	248,400円	269,400円	315,500円	363,300円
高校卒	216,200円	237,600円	279,100円	348,200円

### ●手当の状況

令和2年4月1日現在

区分	富士見市		国
	期末手当	勤勉手当	
期末手当 勤勉手当	6月期	1.3月分	0.95月分
	12月期	1.3月分	0.95月分
	合計	2.6月分	1.9月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有			

区分	埼玉県市町村総合事務組合支給率		国
	自己都合	勤奨・定年	
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
1人当たり平均支給額 17,462千円			同じ

※支給は「埼玉県市町村総合事務組合」が行っています。1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

### ●職員のサービスの状況(令和元年度)

#### ●職務専念義務免除の状況

区分	件数
職務に関連する国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職務に属する事務を行う場合	4件
研修を受ける場合	13件
その他任命権者が定める場合	0件

#### ●営利企業など従事の許可状況

許可件数	許可事例
2件	統計調査指導員事務

### ●職員の福祉および利益の保護の状況(令和元年度)

#### ●福利厚生制度の概要や負担状況

区分	概要	決算額
埼玉県市町村職員共済組合	短期給付(健康保険)、長期給付(年金)、福祉事業(保健、貸付、保養所など)	708,333千円
職員厚生	健康診断など	4,428千円

#### ●公務災害の発生状況

公務災害	通勤災害
0件	0件

# 火災多発中!!

## 大切なものを失わないために今すぐ対策を

冬は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。家庭や職場での火災予防対策を今一度確認し、火の元  
に十分注意しましょう。

☎ 安心安全課 ☎ 446

### 火災への備え 住宅用防災機器

#### 【消火器の設置】

消火器による初期消火は、火災の被害軽減や抑制に非常に効果的です。火を使う場所には、消火器を備えましょう。

#### 【防災加工の日用品の使用】

防災加工されたカーテンやエプロンなどを使うことで、火災の被害を抑え、延焼を遅らせることができます。

#### 【住宅用火災警報器の設置】



消防法および火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。警報器は火災を早期に発見し、大切な命を守るためにとても有効です。逃げ遅れを防ぐために、すべての居室、台所、階段に設置しましょう。

詳しくは、入間東部地区事務組合消防本部のホームページをご覧ください。



### 火災の主な原因と防ぐポイント

#### 【コンロ】

- 調理中に離れない。
- 周囲に燃えやすいものを置かない。

#### 【たばこ】

- 寝たばこは絶対にしない。
- 吸殻は水で完全に消してから捨てる。



#### 【ストーブ】

- 周囲に燃えやすいものを置かない。
- 外出時、就寝時は必ず消す。
- ストーブの近くで洗濯物を乾かさない。

#### 【電気コード】

- 使っていないプラグは抜いておく。
- 定期的に清掃し、束ねて使用しない。
- 家具などの下敷き、折れ曲がりに注意する。

#### 【放火】

- 家の周りに燃えやすいものを置かない。
- ゴミは指定の日に指定された場所に出す。



万が一、火災を起こしてしまったり発見した場合には、初期消火を行い、なるべく早く消防署へ通報してください。また、大きな声を出して家族や近所の人へ知らせ、協力を求めてください。発見の遅れなどで初期消火ができない場合には、迷わず安全な場所に避難してください。初期消火できるのは、火がおおむね身長に達するまでとされています。



# 12月1日(火)から開始！ 住民票の写しなどのコンビニ交付サービス

☎ 市民課 ☎306

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されているもの)をお持ちの方は、住民票の写しと印鑑登録証明書、戸籍の附票や戸籍(全部・個人事項)証明書が全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。

## 取得できる証明書と発行手数料

種類	取得できる範囲	発行手数料
住民票の写し	本人、同一世帯の方	200円
印鑑登録証明書	本人(印鑑登録している方)	
戸籍の附票	本人、同一戸籍の方(富士見市に本籍のある方)	450円
戸籍(全部・個人事項)証明書		

## コンビニ交付で取得できない住民票

- ・転出者や死亡者の除かれた住民票
- ・同一世帯に転出予定の方がいる住民票
- ・マイナンバー入りの住民票
- ・発行制限を受けている方の住民票

## サービスの利用可能時間

午前6時30分～午後11時(年末年始(12月29日(火)～令和3年1月3日(日))および保守点検日を除く)

## サービスを利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなどで、マルチコピー機を設置している店舗

## 利用時の注意

- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号を3回連続で間違えた場合は利用できません。
- ・個人情報保護の観点から、マイナンバーカードや取得した証明書の取扱いには十分にご注意ください。

※市外在住で本籍地が富士見市の方も戸籍の証明が取得できます。利用するにはマルチコピー機などで事前に利用登録が必要です。登録申請後、利用できるまで5～7開庁日ほどかかります。

## マルチコピー機利用方法

### ①メニュー選択

行政サービス→証明書  
交付サービスを選択



### ②マイナンバーカードを読み取り、4ケタの暗証番号を入力



### ③必要な証明書を選択

必要な証明書を選択してください



### ④発行手数料をマルチコピー機で支払い



### ⑤忘れ物がないか確認して終了



# 鶴瀬駅西口サンライトホール・西出張所・ 富士見市ふるさとハローワークの一時閉鎖

公共施設に必要な耐震強度を満たしていないことから、令和3年3月31日(水)をもって一時閉鎖をします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

## 鶴瀬駅西口サンライトホール・西出張所

証明書の発行などは、市役所またはふじみ野出張所、みずほ台出張所などをご利用ください。

☎ 西出張所 ☎049-252-2331

## 富士見市ふるさとハローワーク

移転場所などは、決まり次第改めてお知らせします。  
☎ 産業振興課 ☎383

# i 年末年始の休業・休館日



出生・死亡・婚姻など戸籍に関する届出は、警備員室(本庁舎地下1階の職員通用口)で受け付けます。  
 ※年末年始の緊急時などの医療機関については24・25ページ参照。

施設など	休業・休館日	備考
市役所、各出張所、健康増進センター、子ども未来応援センター、ファミリー・サポート・センター		
各公民館、鶴瀬コミュニティセンター、サンライトホール、鶴瀬西交流センター、針ヶ谷コミュニティセンター、みずほ台コミュニティセンター、ふじみ野交流センター、ピアザ☆ふじみ	12/29(火)～1/3(日)	3月分利用申込受付：1/5(火)9:00～ 鶴瀬コミュニティセンターホール7月分申込受付：1/5(火)10:00～ インターネットでの仮予約開始：1/6(水)
市民福祉活動センターぱれっと		3月分利用申込受付：1/4(月)9:00～
関沢児童館、諏訪児童館(ぱれっと内) ふじみ野児童館(ピアザ☆ふじみ内)	12/28(月)～1/3(日)	
老人福祉センター(びん沼荘)		4月分利用申込受付(団体)：1/5(火)9:00～ ※個人利用は老人福祉センター(☎049-252-4810)に電話で
水子貝塚資料館、難波田城資料館	12/28(月)～1/4(月)	水子貝塚公園、難波田城公園は無休(開園時間 9:00～17:00)
図書館(分館含む)		休館中の返却は、各図書館のブックポストへ
キラリ☆ふじみ		利用申込受付：1/5(火)9:00～
市民総合体育館 運動公園、第2運動公園、びん沼公園	12/29(火)～1/3(日)	運動公園・第2運動公園などの2月分利用受付：1/4(月)8:50～ 市民総合体育館4月分申込受付：1/6(水)8:50～ ※市民総合体育館で抽選会を行います。
市内循環バス(ふれあい号)、デマンドタクシー		デマンドタクシー電話連絡受付：1/4(月)8:30～

# 🗑️ 年末年始のごみ・資源の収集



☎環境課 ☎246

年末年始の収集日は下表のとおりです。年末年始はごみが大量に出されるため、通常よりも収集に時間がかかります。

## ●可燃ごみ

収集日	年末最終日	年始開始日
月・木曜	12月28日(月)	1月4日(月)
火・金曜	12月29日(火)	1月5日(火)
水・土曜	12月30日(水)	1月6日(水)

ダンボールや新聞紙・雑誌などは分別して資源ごみとして出してください。

## ●資源プラスチック

収集日	年末最終日	年始開始日
水曜	12月30日(水)	1月6日(水)
木曜	12月24日(木)	1月7日(木)
金曜	12月25日(金)	1月8日(金)

年末年始のごみ収集は、「富士見ごみ分別アプリ」でもお知らせします。



## ●ビン、カン、不燃ごみ、ペットボトル、紙布類、有害ごみ

収集日	年末最終日	年始開始日
月曜	12月28日(月)	1月4日(月)
火曜	12月29日(火)	1月5日(火)
水曜	12月30日(水)	1月6日(水)
木曜	12月24日(木)	1月7日(木)
金曜	12月25日(金)	1月8日(金)
土曜	12月26日(土)	1月9日(土)

**粗大ごみの環境センターへの持込み ※要予約 (粗大ごみ受付センター ☎0570-001-530)**

年末は混雑するため、早めの持込みか年明け(1月4日(月)から)の持込みにご協力ください。

## ■年末の環境センターへの持込み

持ち込めるもの	持込希望日	申込期間	持込時間
粗大ごみのみ	12月23日(水)～25日(金)	12月21日(月)～25日(金)	午前9時～11時30分、午後1時～4時
	12月26日(土) ※先着20件	午前8時30分～午後5時	午前9時～11時30分
	12月28日(月)～30日(水)	12月28日(月)午前8時30分～午後4時	午前9時～11時30分、午後1時～4時

# WITHコロナ実践小規模企業者応援金支給事業 の期間延長・申請の受付再開 **申請期限** 令和3年3月31日(水)

☎ 産業振興課 ☎253

小規模企業者の事業活動継続支援の応援金支給事業について、対象を一部拡大し申請を受け付けています。

## ■ 給付金額

応援金：100,000円 賃借料応援加算：上限100,000円(申請日の直前に支払った1か月分の賃借料。1,000円未満切り捨て)

## ■ 対象 次のすべてに該当する小規模企業者

- 申請時に市内で3か月以上事業活動を行っていること
- 令和2年1～12月のいずれかの月の売上高などが前年同月(※)と比較して30%以上50%未満減少していること  
※白色申告の場合、年間の売上高などの月平均
- 令和2年1～12月の各月の売上高で同年前月比50%以上減少した月がないこと
- 従業員数が20人以下の小規模企業者であること(卸売・小売・サービス業は5人以下)

上記すべてに該当し、市内に事業所や店舗を賃借して事業を行っている場合は賃借料応援加算あり(住居と事業所が同一住所の場合を除く)

持続化給付金の対象者、8～9月のWITHコロナ実践小規模企業者応援金の交付を受けた方は対象外です。

## ■ 申請方法 次の書類を郵送してください(〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所産業振興課)。

- 申請書
- 誓約書兼提出書類確認リスト
- 令和2年1～12月で、前年同月と比べて売上が減少している月の売上がわかるもの(売上台帳や試算表など)  
※創業後1年未満の場合は、前月・前々月の売上がわかるもの、開業届などの写しも必要
- 確定申告書類の写し
- 通帳の写し(支店名、預金区分が印字されているページ)
- 本人確認書類(個人事業主は運転免許証の写しなど。法人は登記簿謄本の写し)

### 【賃借料応援加算がある場合は+⑦⑧】

- 賃貸借契約書の写し
- 直近の賃料の支払い実績を証明する書類

詳しくは申請書とガイドラインをご覧ください。申請書とガイドラインは、市ホームページ、産業振興課、各公民館・出張所、富士見市商工会にあります。

## 富士見市内共通商品券 販売期限延長のお知らせ

☎ 産業振興課 ☎253

**旧期限** 11月30日(月) ▶ **新期限** 12月30日(水)

平日販売窓口	とき
市内各郵便局	平日午前9時～午後5時
三芳郵便局、 三芳みよし台郵便局	平日午前9時～午後4時
JAいるま野市内各支店	平日午前9時～午後3時
土日販売窓口	とき
みずほ台コミュニティセンター	12/13(日)
水谷公民館	12/6(日)・26(土)
鶴瀬駅西口サンライトホール	12/5(土)・20(日)
ふじみ野交流センター	12/12(土)・19(土)・27(日)

午前10時～午後4時

※土・日曜は上記日程・場所のみで販売しています。

対象/8月1日時点で市に住民登録のある方(世帯)

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



## 環境センター改修工事 に伴う搬入件数の変更

☎ 環境課 ☎246

富士見環境センターの大規模改修工事に伴い、ごみの自己搬入の件数が変わります。

	とき	件数
平日	午前9時～11時30分	20件
	午後1時～4時	20件
土曜	午前9時～11時30分	20件

期間/令和3年1月4日(月)～令和4年12月下旬(予定)

搬入できるもの/

- 粗大ごみ
  - 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
- ※1回で搬入できるのは①②のいずれか一方のみです。

申込み/富士見市粗大ごみ受付センター

☎0570-001-530(午前8時30分～午後5時)

※ごみを搬入したい日が属する週の月曜から予約可

# 所得税の確定申告書や市・県民税申告書はご自宅で作成を

国税務課 ☎352

例年2月中旬から市・県民税の申告相談会場を設けていますが、来年の申告受付は、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止に向け、密を防ぐための運営を行います。

できるだけ申告相談会場への来場を避けるため、申告書は自宅で作成し、郵送または電子申告（確定申告のみ対応可）でご提出ください。

なお、申告する必要の有無や内容についてお悩みの方は、市ホームページの「令和3年度（令和2年分）申告フローチャート」をご利用ください。



**パソコンやスマートフォンから申告書の作成ができます**

**市・県民税の申告は「市県民税申告書作成・税額試算システム」をご利用ください**

収入や各種控除などを入力すると、自動で市・県民税額を試算し申告書を作成できる「市県民税申告書作成・税額試算システム」を令和3年1月中旬に導入します。市ホームページから24時間いつでも申告書が作成できます。

作成した申告書は印刷し、必要書類を添えて郵送でご提出ください（電子送信不可）。

- システムでできる主な内容
- 市・県民税申告書の作成
- 市・県民税額の試算
- ふるさと納税の控除限度額の試算

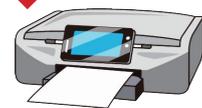


※営業・農業・不動産所得の収支内訳書の作成や譲渡所得などの分離課税分の申告書作成はできません。

①システムで申告書を作成



②申告書を印刷



③申告書に必要な書類を添えて郵送



システムの利用が困難な方へ

市・県民税の申告が必要と思われる方に来年1月下旬に申告書を送付します。必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送でご提出ください。

【郵送先】〒354-8511（所在地は記載不要）  
富士見市役所税務課市民税係

所得税の確定申告は「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から簡単に作成できます。作成した申告書は、郵送または電子申告で川越税務署にご提出ください。

【郵送先】

〒350-8666 川越市大字並木452-2

川越税務署



申告方法フローチャート

申告会場に行かずに申告できるかな。



市・県民税の申告

所得税の確定申告



令和3年1月中旬以降に市ホームページで申告書を作成できます。



必要書類を確認しましょう。

国税庁ホームページで申告書を作成できます。



医療費控除の明細書の添付が必要です

令和3年度(令和2年分)の所得税の確定申告や市・県民税申告で医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書の添付が必要です。

申告相談会場では、医療費控除の明細書作成の代行はできません。事前に作成し、申告書と併せて提出してください。医療費控除の明細書は、市ホームページにあります。

「市県民税申告書作成・税額試算システム」で申告書を作成すると、医療費控除の明細書も作成できます。

※明細書は下記項目の記載があれば、任意の様式でも構いません。

※医療を受けた方・病院・薬局ごとにまとめて作成してください。



【医療費控除の明細書必要項目】

- 医療を受けた方の氏名
- 病院・薬局などの支払先名称
- 医療費の区分(診療・治療、介護保険サービス、医薬品購入、その他の医療費)
- 支払った医療費の額
- 保険などで補てんされる金額

事前に収支内訳書を作成してください

営業・不動産・農業所得などがある方は、事前に収支内訳書を作成してください。

申告相談会場では、収支内訳書作成の代行はできません。作成が難しい場合は、税理士への委託や青色申告会へ加入して作成指導を受けるなどをご検討ください。収支内訳書は国税庁ホームページにあります。



いつでもどこでもスマホで確定申告

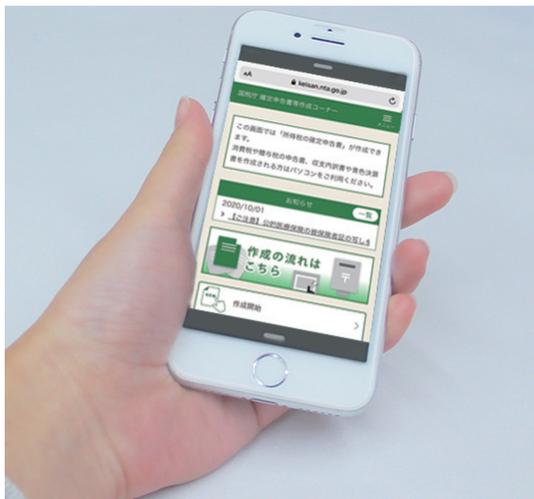
今度の確定申告は、

スマートフォンから「スマホ申告」で

スマートフォンから前述の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、マイナンバーカードまたはID・パスワード(事前に税務署で取得)を利用してe-Tax(電子申告)送信ができます。

このスマホ申告は、年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方や、年末調整が済んでいない方、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業などの雑所得がある方など、多くの方にご利用いただけます。

感染症の感染拡大防止の観点からも、スマホ申告をご利用ください。  
問合せ/川越税務署 ☎049-235-9411  
(自動音声案内。国税に関する相談・問合せは、「1」を選択してください)



医療費控除を受けたいな。



営業・不動産・農業所得を申告しないと。



明細書を必ず添付してください。

医療費控除の明細書【内訳書】	
住所	氏名

提出方法を確認しましょう。



事前に収支内訳書を作成してください。

収支内訳書	



市・県民税の場合

確定申告の場合

必要書類を添えて郵送してください。



郵送のほか、e-Taxを使ってパソコンやスマートフォンから申告できます。





# 事業を営んでいる皆さんへ 償却資産(固定資産税)の申告



☎ 税務課 ☎内356

**申告が必要な方**／令和3年1月1日現在で市内に償却資産(事業用資産)を所有している方

**申告書提出期限**／令和3年2月1日(月)

※申告書類は12月上旬に郵送します。届かない場合はご連絡ください。

※新たに償却資産を所有した方や事業再開などにより申告書類が届いていない方も、該当する償却資産を所有している場合は申告が必要です。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送またはeLTAXによる申告にご協力ください。

## 償却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものです。

確定申告をする方は主に収支内訳書で「減価償却資産」の欄に計上している(する)資産です。

※自動車税、軽自動車税の課税対象になる車両、無形固定資産など一部除外される資産があります。

## 償却資産の例

各業種共通	門、塀、外構、ネオンサイン、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機など
小売業	店舗内装、看板、陳列棚、陳列ケース、冷凍庫、冷蔵庫、レジスターなど
不動産貸付業	緑化施設などの外構、舗装路面(アスファルト舗装など)、受変電設備、中央監視制御装置、広告塔、集合郵便受け、駐車場装置(機械装置)など
農業	田植機、耕運機、コンバインなどの収集機、野菜洗浄機、乾燥機、加温機など
飲食業	店舗内装、看板、テーブル、イス、自動販売機、厨房設備、カラオケ機器など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、発電機など



償却資産(固定資産税)の申告は、eLTAXで電子申告できます。詳しくは上記コードからご覧ください。

## 中小事業者などの令和3年度 固定資産税・都市計画税の軽減

☎ 税務課 ☎内356

**対象**／事業用家屋または償却資産を所有している中小事業者などで、新型コロナウイルス感染症の影響で2~10月の連続する3か月間の事業収入が前年同期比で30%以上減少した方

※申告書は認定経営革新等支援機関等の確認が必要です。

### 軽減される金額

収入の減少率が30%以上50%未満…2分の1

収入の減少率が50%以上…全額

※土地に係る部分を除く。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**申告期間**／令和3年1月4日(月)~2月1日(月)



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送またはeLTAXによる申告にご協力ください。

## 純米吟醸酒「縄文海進」を数量限定販売

☎ 富士見市商工会 ☎049-251-7801

市内産の新米「彩のきずな」を100%使用して特別に醸造した、純米吟醸酒「縄文海進」を販売します。縄文海進の「酒粕」も数量限定で販売します。

**販売開始**／12月13日(日)(予約可)

**1.8ℓ** 2,167円(税込)

**720mℓ** 1,084円(税込)

**販売店**／

縄文海進販売店の会加入店

※縄文海進販売店など詳しくは、市ホームページをご覧ください。





## 住み慣れた地域で医療・介護を受けるための相談機関があります



☎ 高齢者福祉課 ☎内385

### 東入間医師会 地域医療・介護相談室

高齢者の退院後の自宅療養や介護方法、かかりつけ医、自宅での看取りなど医療に関する相談・支援事業を行っています。

#### 受付時間：

月～金曜午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

連絡先：☎049-293-6877 FAX049-293-6879

### 東入間在宅歯科医療支援窓口

病気などで歯科医院に通えなくなった場合の訪問診療や歯科衛生士による口腔ケアなどの相談に対応します。

#### 受付時間：

月～金曜午前10時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

連絡先：☎090-4752-8020 FAX049-265-6331

### 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

市から委託を受け、高齢者のお宅への訪問や介護者教室の開催、高齢者の生活全般の相談、認知症に関する相談などに対応します。

受付時間：月～金曜午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

名称	所在地・電話番号	担当地域
むさしの	南畑新田16-1 ☎049-255-6320	東大久保、上南畑、下南畑、南畑新田、みどり野西、みどり野東、みどり野南、みどり野北、大字勝瀬(勝瀬町会)、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1・2丁目、ふじみ野西3丁目の一部(勝瀬町会)、大字鶴馬(渡戸東町会)
ふじみ苑	鶴馬3360-1 ☎049-293-1168	山室1・2丁目、関沢1丁目、諏訪1・2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1～3丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬(前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会)
えぶりわん 鶴瀬Nisi	鶴瀬西2-8-25 ☎049-293-8330	鶴瀬西2・3丁目、ふじみ野西1～4丁目(アイムふじみ野町会)、上沢1～3丁目、大字勝瀬(勝瀬西町会)
みずほ苑	関沢3-23-41 ☎049-256-7423	関沢2・3丁目、針ヶ谷1・2丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台1～3丁目、大字水子(針ヶ谷1丁目町会)、大字鶴馬(鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会)
ひだまりの庭 むさしの	水子1882-1 ☎049-268-5005	水谷東1～3丁目、東みずほ台1～4丁目、貝塚1・2丁目、水谷1・2丁目、榎町、大字水子



## パブリックコメント(市民意見提出手続)

～あんしん元気生き生きプラン2021 第8期富士見市高齢者保健福祉計画(案)～

☎ 高齢者福祉課 ☎内392

高齢者等実態調査などの結果を踏まえ、令和3年度から3か年の「あんしん元気生き生きプラン2021 第8期富士見市高齢者保健福祉計画(案)」を作成しました。

この計画(案)について、ご意見を募集します。

募集期間／12月4日(金)～令和3年1月4日(月)

意見の提出方法／パブリックコメント記入用紙に記入し、FAX、郵送または直接提出してください。市ホームページの応募フォームからも提出できます。

計画(案)の閲覧と記入用紙の配布／市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、高齢者福祉課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ

※鶴瀬公民館(12月1日(火)～3月中旬)、南畑公民館(12月末まで)は工事のため休館中ですが、各事務室で閲覧と配布を行います。

### 意見の提出先／

郵送・持参 〒354-8511(所在地は記載不要)

富士見市役所高齢者福祉課地域包括ケア係

FAX 049-251-1025

### 注意点／

- 意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- いただいたご意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、ご意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- いただいたご意見は、意見概要として要約することがあります。
- 施策(案)に直接関係しないものや賛否のみのものは、公表結果から除くことがあります。